

団体名	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
-----	-------------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<p>劇場・音楽堂等の名称から、公立文化会館とは異なる概念とし、主に演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの実演芸術の力を社会に生かしていく機関とここでは考えている。</p> <p>演劇、音楽だけでなく日本の多彩で、多様な実演芸術の機関としてイメージを広げて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な状況について <p>*実演芸術の公演等の事業実施の点から考えると、市町村合併により公立文化会館の閉館や予算減により事業実施館が減少している。</p> <p>*地方財政逼迫による事業費等の削減などを要因として鑑賞事業の小規模化。</p> <p>*その結果は、社会生活基本調査を見ると全国的にみて国民の実演芸術の鑑賞機会が減少傾向にあり、地域間格差も拡大傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関としての問題点 <p>公立文化会館は、地域の文化的な要求を受けて設置されて来て、これまでの地域社会の中で人々の実演芸術の享受の場として、大きな役割を果たしてきている。しかし、公立文化会館は、実演芸術の上演が可能な設備を有する施設として建設され、基本は集会所で、施設を住民に公平に提供するための「公の施設」として位置づけられている。単に施設と考える傾向があり、造営物との概念が薄い。</p> <p>*地方公共団体の条例の設置目的は、抽象的であり、具体的に公演など実演芸術の振興との明記は少なく、貸与が主事業である。</p> <p>*施設貸与が住民サービスであり、公演事業を行っていても、職員の仕事は管理であり、運営組織として実演芸術振興の意識は薄い。</p> <p>*自主事業と言う形で公演事業等が実施されているが、職員は行政からの派遣が多く、ノウハウがなく、人事異動があり、組織としての蓄積が出来ない。</p> <p>*財団法人を設立して、柔軟な運営を可能とする道も開かれ、工夫も進んでいる会館も多いが、基本的な状況は変わらない（専門職員の雇用・事業の柔軟な展開など）。</p> <p>*一部に目的・事業も具体的で専門職員を配置した会館も出現している。</p> <p>*公立文化会館として一括りにはされているが、実情としては、都市の人口規模、設置者の考え方によりさまざまな設備、多様な運営がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度的な問題点 <p>*地方自治法で「公の施設」として規定され、利用の差別的な扱い、不当な利用制限があり、充実した公演制作のために稽古、公演などでの芸術団体への長期利用、優先利用やフランチャイズ関係の構築が困難である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> * 「公の施設」として指定管理者制度が導入され、指定方法、期間にも問題があり、機関としてのノウハウ、人材の雇用、育成、継続が不安定で、機関としての役割を十分には果たせる状況にない。
--	--

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。	
意見記載欄	<p>国として全国的な視野から、実演芸術の振興、実演芸術を生かした地域づくりの政策実現を行う特別法として、劇場・音楽堂の基盤整備が必要である。それは今世紀に入って行われて来た、「官から民へ」「民が担う公共」を謳った構造改革、そして「新しい公共」の流れのなかで、指定管理者制度の導入による公立文化会館に与えた悪影響を緩和し、公益法人改革を生ず、一般法に対応して、さらなる実演芸術振興のための特別法であり、文化芸術振興基本法の理念を具体化する個別法と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 単なる「公の施設」としてではなく実演芸術の振興の機関とする法的基盤を与える。 * 地方自治法に対する別段の定め：公の施設を外す、利用の公平性等を外す。 * 国民に、実演芸術の創造・公演と享受機会の提供する事業を行う機関とする。 * 一定の基準により、国は認定を行う。 * 劇場・音楽堂はその設置目的に沿って施設を利用して事業を進める自律的な組織とする。 * 目的を達成できる専門人材（経営、芸術、技術）の配置を義務づける。 * 目的に沿った特定の芸術団体との連携構築を可能とする。 * 自律性を担保するため、公益法人制度の組織構造、法人税、寄付金優遇税制などの利点を生かすための制度とする。 * 基本的な運営責任は、設置者である地方公共団体にあり、全国的な視点での実演芸術の振興の観点で、国は地方公共団体と協働して、自律的な機関である劇場・音楽堂を育成支援する体制をつくる。 * 劇場・音楽堂への助成は、法律による国の認定基準とは別基準で行われることが相応しい。

3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。	
意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> * 劇場・音楽堂の法的な基盤整備だけで全てが解決するわけではない。 * 中期的な視点での計画と法律運用の必要性。 * 地域の伝統的な文化資源、意欲ある人材を発掘、活用していくための雇用政策。 * 都道府県レベルでの文化振興政策の奨励。 * 具体的なものとしては巡回公演への助成、人材育成などの政策。技術者育成システムを現在関係者あげて開発中、実現への協力を。 * 公立の劇場・音楽堂の概念を確立して、国立劇場群の役割見直しと充実への検討。 * 公立の劇場・音楽堂に対応して民間劇場への税制優遇策など振興策の導入。

4. その他（自由記述）

意見記載欄	支援をめぐる「新しい仕組みの導入」検討のなかで民間の非営利の芸術団体、劇場・音楽堂の運営組織への助成原則の確立と助成方法の開発、専門助成機関としてのビジョン確立、審査・評価の充実。
-------	--